

IV 地域福祉課の業務概要

地域福祉課の業務は、児童福祉、母子父子寡婦等の福祉、高齢者福祉、民生委員・児童委員、障害者福祉、配偶者暴力相談支援センター業務、戦傷病者の援護を主要業務として実施している。

1 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表 1 - (1) 民生委員・児童委員配置状況 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

(単位：人)

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
平成 25 年度	1,009	866	84	950	457	493
平成 26 年度	1,009	886	86	972	465	507
平成 27 年度	1,010	884	86	970	461	509
成 田 市	207	183	20	203	129	74
佐 倉 市	209	185	16	201	95	106
四 街 道 市	135	118	12	130	52	78
八 街 市	93	87	6	93	46	47
印 西 市	139	114	14	128	60	68
白 井 市	85	67	8	75	23	52
富 里 市	71	63	6	69	30	39
酒 々 井 町	32	30	2	32	10	22
栄 町	39	37	2	39	16	23

(2) 児童福祉

児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給事務を行っている。

ア 児童扶養手当

ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

(ア) 児童扶養手当受給者数

表 1 - (2) - ア - (ア) 児童扶養手当受給者数

年度・町村	受給者数 (人)	受給資格認定件数 (件)
平成 25 年度	268	46
平成 26 年度	276	47
平成 27 年度	274	41
酒々井町	154	20
栄町	120	21

(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表 1 - (2) - ア - (イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

(単位：世帯)

区分 年度	世帯類型別															計
	母子世帯							父子世帯							その他の世帯	
	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	生別父子世帯		死別父子世帯	未婚父子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯		
	離婚	その他						離婚	その他							
平成 25 年度	227	1	2	19	0	0	0	11	0	2	0	1	0	0	5	268
平成 26 年度	234	4	2	19	0	0	0	8	0	1	1	1	0	0	6	276
平成 27 年度	231	4	2	19	0	1	0	8	0	0	0	1	0	0	8	274

イ 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表 1 - (2) - イ 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
平成 25 年度	1,037	227	89	280	475	23	0	530	564
平成 26 年度	1,040	229	93	273	477	23	0	525	570
平成 27 年度	1,012	216	77	273	483	18	0	507	560
成 田 市	220	42	17	56	113	3	0	101	130
佐 倉 市	188	29	17	69	72	7	0	105	89
四 街 道 市	137	34	12	27	74	0	0	61	86
八 街 市	152	35	9	47	71	4	0	86	80
印 西 市	116	28	8	26	59	1	0	55	67
白 井 市	87	26	6	16	41	2	0	44	47
富 里 市	51	12	5	13	22	0	0	25	27
酒 々 井 町	22	5	2	3	11	1	0	9	13
栄 町	39	5	1	16	20	0	0	21	21

※1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表1－(3)－ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
平成25年度	—	—	6,492	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成26年度	—	—	8,880	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成27年度	—	—	7,152	—	—	—	—	—	—	—	—	—
成田市	—	—	954	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐倉市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四街道市	—	—	648	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八街市	—	—	3,012	—	—	—	—	—	—	—	—	—
印西市	—	—	600	—	—	—	—	—	—	—	—	—
白井市	—	—	1,398	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富里市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒々井町	—	—	540	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栄町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 - (3) - イ 寡婦福祉資金貸付状況 (該当なし)

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
	平成 25 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成 26 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成 27 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
成 田 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐 倉 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四 街 道 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八 街 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
印 西 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
白 井 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富 里 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒 々 井 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栄 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 家庭児童相談に関する支援状況

家庭における児童の健全な養育・福祉の向上を図ることを目的に、家庭相談員が町の後方支援や児童相談所と連携を図り家庭児童相談を行っている。

表 1 - (4) 家庭児童相談状況

(単位：件)

	相談総数 (延)	(再掲)			相談内容					個別支援会議 参加回数 (延)	
		訪問	電話	面接	学校生活	家庭環境	生活習慣	障害	その他	対象者	回数
										乳幼児	小学生
平成 25 年度	117	71	36	10	10	84	10	8	5	中学生	10
平成 26 年度	63	35	25	3	11	36	7	5	4	高校生	1
平成 27 年度	70	44	18	8	37	11	16	0	6	その他	19

(5) 高齢者福祉

満百歳者に対する敬老事業や、老人福祉施設入所中の公的年金を支給されない者に対し、法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 - (5) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
平成 25 年度	84	16	68
平成 26 年度	109	23	86
平成 27 年度	119	12	107
成 田 市	26	1	25
佐 倉 市	28	0	28
四 街 道 市	8	2	6
八 街 市	15	3	12
印 西 市	13	3	10
白 井 市	6	2	4
富 里 市	7	1	6
酒 々 井 町	5	0	5
栄 町	11	0	11

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金の支給を行っている。

表 1 - (5) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
平成 25 年度	22	1,144,425
平成 26 年度	22	1,190,433
平成 27 年度	18	1,038,653

(6) 障害者福祉

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づいた地域相談員の委嘱や、市町が行う在宅の重度の障害者等に対する手当の給付に対し、市町に補助金を交付している。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表1 - (6) - ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
平成 25 年度	458	22,502,975	2	56,225
平成 26 年度	470	23,143,075	0	0
平成 27 年度	480	23,592,875	1	4,325
成 田 市	100	4,995,375	1	4,325
佐 倉 市	104	5,125,125	0	0
四 街 道 市	79	4,074,150	0	0
八 街 市	58	2,737,725	0	0
印 西 市	47	2,114,925	0	0
白 井 市	29	1,483,475	0	0
富 里 市	47	2,249,000	0	0
酒 々 井 町	6	294,100	0	0
栄 町	10	519,000	0	0

イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助事業

障害者自立支援法の施行に伴い、平成 18 年 10 月 1 日に制定された重度障害児・者日常生活用具取付費補助金交付要綱に基づき、市町に対し補助金を交付している。

表 1 - (6) - イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
平成 25 年度	28	/	488,659
平成 26 年度	13		210,450
平成 27 年度	18		329,952
成 田 市	5	入浴補助具、移動移乗支援	85,320
佐 倉 市	4	クーラー、移動用リフト	73,200
四 街 道 市	4	入浴補助具、移動移乗支援	76,872
八 街 市	5	入浴補助具、便器	94,560
印 西 市	0	—	0
白 井 市	0	—	0
富 里 市	0	—	0
酒 々 井 町	0	—	0
栄 町	0	—	0

ウ 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づいて障害のある人への差別に関する相談に応じている。

表 1 - (6) - ウ 障害者差別相談状況

(単位：件)

区 分	差別等相談 活動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐待の 相談件数	その他の 相談件数	条例周知 活動
		電話	来所 面接	訪問 面接	絡・調 整	関係機 関連 会議	事例検 討会・ その他			
平成 25 年度	229	164	6	21	30	3	5	0	22	14
平成 26 年度	182	143	5	19	12	2	1	0	58	44
平成 27 年度	50	14	2	3	21	10	0	0	71	19

エ 地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づいて、地域における身近な相談役として地域相談員を委嘱している。

表 1 - (6) - エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区分 市町村	身体障害 者相談員	知的障害 者相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
平成 25 年度	25	17	25	67	34	33
平成 26 年度	25	18	25	68	34	34
平成 27 年度	25	18	25	68	34	34
成 田 市	5	6	7	18	10	8
佐 倉 市	4	4	4	12	6	6
四 街 道 市	3	1	6	10	6	4
八 街 市	4	1	4	9	2	7
印 西 市	3	2	2	7	3	4
白 井 市	1	1	1	3	1	2
富 里 市	2	1	1	4	2	2
酒 々 井 町	2	1	0	3	2	1
栄 町	1	1	0	2	2	0

(7) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づいて、配偶者や交際相手からの暴力等に悩んでいる方からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表1－(7) 配偶者暴力相談支援状況

(単位：件)

区 分	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数			
	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分
平成 25 年度	215	199	0	192	62	62	0	62	153	137	0	130
平成 26 年度	262	224	0	210	68	67	0	68	194	157	0	142
平成 27 年度	260	233	0	211	65	64	0	64	195	169	0	147
区 分	書面提出件数	通報件数	来所相談証明書 発行件数	交際相手からの暴力相談件数								
				総数	通報							
平成 25 年度	8	0	26	1	0							
平成 26 年度	6	0	46	2	0							
平成 27 年度	3	0	51	2	0							

(8) 戦傷病者の援護

戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者手帳を交付された戦傷病者に対し、第9条に規定された療養の給付等の援護を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の交付及び修理、戦傷病者乗車券引換証の変更事務を行っている。

表1-(8)-ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証(変 更)の交付
平成25年度	36	0	0	0
平成26年度	34	0	0	0
平成27年度	27	0	0	0
成田市	9	0	0	0
佐倉市	9	0	0	0
四街道市	0	0	0	0
八街市	0	0	0	0
印西市	4	0	0	0
白井市	3	0	0	0
富里市	0	0	0	0
酒々井町	1	0	0	0
栄町	1	0	0	0

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族の相談業務を通じて遺族の福祉の一層の向上を図ることを目的に、厚生労働大臣から委託されている。

表1-(8)-イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	成田市	八街市・ 酒々井町・ 富里市	佐倉市・四街 道市	印西市・白 井市・栄町	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	1	4
戦傷病者相談員	平成27年10月1日から在籍していない。				

(9) 児童手当事務指導監査

児童手当法に基づく児童手当の認定・支払事務の適切な運営を図るため、管内市町の指導監査を行っている。

表1－(9) 児童手当事務指導監査状況

市町村	平成25年度	平成26年度	平成27年度
成田市	平成25年12月	—	平成28年2月
佐倉市	平成25年12月	—	平成28年2月
四街道市	—	平成27年2月	—
八街市	—	平成27年2月	—
印西市	—	平成27年2月	—
白井市	—	平成27年2月	—
富里市	—	平成27年2月	—
酒々井町	平成25年12月	—	平成28年2月
栄町	—	平成26年12月	—

(10) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

中核地域生活支援センターは平成16年10月から開始したが、健康福祉センターはこれをサポートし、関係機関との連絡調整会議を開催している。

表1－(10) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	平成28年3月17日
場所	印旛合同庁舎第2・3会議室
内容	活動報告、関係機関の連携方策の検討
構成員・参加者人数	28団体 36名

(11) 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日に施行され、地域における自立就労支援等の体制の構築を図る生活困窮者自立支援を行うため町村を管轄する健康福祉センターにおいて、中核地域生活支援センターへの委託により事業を実施している。

表1-(11) 生活困窮者自立支援実施状況

	支援調整会議 (回数)	新規相談受付件数 (総数)	プラン作成件数 (総数)	就労支援対象者数※	法に基づく事業等利用件数						その他		(一般就労総数)	支援メニューの利用状況								増収者数 (総数)						
					住居確保給付金	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業	自立相談支援事業 による就労支援	生活福祉資金等 による貸付	生活保護受給者等 就労自立促進事業		住居確保給付金	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業	自立相談支援事業 による就労支援	就労自立促進事業	生活保護受給者等		その他					
平成25年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
平成26年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成27年度	10	101	18	14	0	0	0	0	0	14	0	0	22	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0
酒々井町		56	9	7	0	0	0	0	0	7	0	0	8	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町		44	9	7	0	0	0	0	0	7	0	0	14	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0
住所不明		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※プラン期間中の一般就労を目標にしている